

掛川市規則第14号

掛川市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月28日

掛川市長

(別紙)

掛川市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成29年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「掛川市母子家庭等医療費助成要綱」を「掛川市ひとり親家庭等医療費助成要綱」に、「母子要綱」を「ひとり親要綱」改める。

別表第2の2及び4の表母子家庭等の医療費の助成に関する情報の項中「母子要綱」を「ひとり親要綱」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。